

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
(第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p>3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3 - 4 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 7 号について</p> <p>証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 7 号の規定に該当するものとみなす。</p> <p>法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書に記載すべき事項 証券会社に関する内閣府令第 60 条第 1 項第 13 号に掲げる取引残高報告書に記載すべき事項 (新設)</p> <p>___、___ に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する</p>	<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p>3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3 - 4 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 7 号について</p> <p>証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知(___ については顧客の同意した方法による場合を含む。)していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 7 号の規定に該当するものとする。</p> <p>法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書に記載すべき事項 証券会社に関する内閣府令第 60 条第 1 項第 13 号に掲げる取引残高報告書に記載すべき事項</p> <p>— <u>顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該国債に係る入札が成立した後においては、当該取引に係る銘柄、単価及び金額並びに当該取引の契約の際に取引報告書において通知した事項(償還予定日及び約定利回りを除く。)</u></p> <p>— <u>顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該取引の契約に係る停止条件が不成就となった後においては、当該事実及び当該取引の成否に係る事項(通知しないことについて顧客から同意を得た場合を除く。)</u></p> <p>— <u>~ に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項(ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は</u></p>

現 行	改 正 案
<p>る事項(ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。)</p> <p>6 . 自己資本規制関係</p> <p>6 - 1 ~ 6 - 3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。)</p> <p>6 . 自己資本規制関係</p> <p>6 - 1 ~ 6 - 3 (略)</p> <p><u>6 - 4 国債の入札前取引について</u></p> <p><u>国債の入札前取引を行う場合の、表面利率等発表前における自己資本規制比率の算出については、以下のとおり取り扱うことに留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>リスク相当額の算出にあたっては、当該取引の対象となる国債と償還年限及び発行形式が同一である国債の直近発行例における表面利率を、仮の表面利率として使用する。</u></p> <p>(2) <u>当該国債に係る入札が実施され、銘柄名、表面利率等が発表された際には、遅滞なく、当該表面利率等に基づき再計算を実施し、当該表面利率発表日以降の自己資本規制比率の計算に適用すること。</u></p>